個人・引受基準緩和型医療共済　通院・持病でもＯＫ！健康不安をサポート

緩和型共済

待ちに待った！
「緩和型共済」（医療共済）が新設

持病で、通院・服薬中の方、健康告知に該当するため、「個人・医療共済」に新規加入・増口できない方でも4つの告知事項に該当しなければこの緩和型共済に加入できます。

ご病気で通院中の方でも、右下の「緩和型専用告知事項」に該当しなければ加入できる医療共済です。

1カ月 3,000円の〈10口〉掛金で

こんな給付があります（10口あたり）

病気入院 1日以上90日限度	日額	5,000円
安静休業 連続7日以上45日限度	日額	2,500円

■ 月額掛金 1口 300円

■ 加入最高限度10口

個人・組織・緩和型医療合わせて20口を超えることはできない

■ 加入範囲

組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

■ 給付内容（1口あたり）　加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
病気入院	1日以上90日限度	日額500円
病気休業通院	連続 7日以上45日限度	日額250円

注意

- 「安静休業」とは 医師が「労務不能」または「安静加療」が必要と判断し、かつ仕事を休業した期間をいいます。（無職の方や学生の場合は、連続 7 日以上の安静加療、期間中の実通院日が対象となります。）
- 給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第 1 日目から給付します。
- ［入院 ＋ 安静休業 （ 45 日限度）］の場合は合計 90 日が限度です。
- 新規加入より 1 年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の 50%になります。（安静休業は 23 日）

告知書の提出が必要です！

「緩和型専用の告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。又、新規、増口加入の際は専用の「告知書」の提出が必要です。

告知書は全労連共済ＨＰよりプリントアウトもしくは「実務のてびき」の「加入・給付関係書類」よりコピーの上、ご記入をお願いします。

緩和型専用告知事項

1	現在 入院※1または、病気※2やケガで休業または自宅安静中（休業または安静加療を要すると診断されている場合を含む）ですか	いいえ	はい
2	最近3カ月以内に 医師から入院または手術をすすめられたことはありますか	いいえ	はい
3	過去2年以内に 入院したことまたは手術を受けたことがありますか	いいえ	はい
4	過去5年以内に がん（上皮内新生物含む）で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。ただし経過観察のみは除きます。	いいえ	はい

1～4に1つでも「はい」がある場合には、個人・引受基準緩和型医療共済に加入できません

※1 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難であると医師が認めた期間において、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※2 ここでいう病気とは、「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。

※3 加入申込日から発効日までに、上記「告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。